

【反対討論】

22番 日本共産党 齊藤 由美子

22番、大分市選出の齊藤由美子です。私は日本共産党を代表し、反対討論を行います。

はじめに、■議第3号大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてです。

政府はデジタル社会を目指すとして、自治体DXの一環として個人情報保護に関する法律や行政手続にかかる個人情報の利用について法改正を行いました。本広域連合でも、この法改正に基づき、条例を制定するものです。

改正個人情報保護法により、マイナンバーを活用した情報連携が拡大し、国によるシステムの一元化、自治体の独自政策の縮小、国による共通ルールや規制が強化されます。行政機関が持つ膨大な個人情報が、国のルールに基づいて一元管理され、個人情報を民間に提供したり、オンライン結合の規制を緩和したりできるようになりますが、これは個人情報を保護するどころか、情報化社会の中で様々なリスクを負うことにもなりかねません。

また、自治体システムの統一化によって、システムのカスタマイズが不可能となり、自治体の主体性を奪うことにもつながります。

岸田政権は昨年6月の骨太方針で、マイナ保険証利用のシステム導入を、本年4月から医療機関に義務付け、従来の保険証の原則廃止まで明らかにしました。マイナ保険証の推進を診療報酬や患者の受診料にまで反映させ、強引に押し付けようとしています。

デジタル技術の発展と普及により、行政の業務や手続きが効率化し、市民生活の利便性が高まることは大切ですが、個人情報が本人の同意なしに利用され、任意であるマイナンバーカードを義務化するのは言語道断です。政府の思うままに個人情報を紐づけし、プライバシーの侵害や情報漏えいなどのリスクを拡大させることは許されません。

改正個人情報保護法に反対する立場から、議第3号大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について反対致します。

尚、議第4号、議第5号については、改正個人情報保護法に関連しますが、国会や地方議会がこの法律に適用されないことから制定されるものであり、自治体独自で規制や審査会を定めることは重要であることから反対致しません。

今後も、地方自治体は個人情報保護について、独自の決定権が保障されるよう国に求め、審査会の答申を免罪符にすることなく、必要に応じて自治体独自の保護措置も検討しながら、個人情報保護に関する責任を真摯に果たすよう要望しておきます。

次に、■議第8号令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてです。

昨年10月からの窓口負担2倍化は、高齢者の生活に重大な影響を及ぼしています。年金が削減された上、電気代などの光熱費をはじめ、食品や生活必需品の値上げが生活を直撃しています。

2割負担になった世帯は、ひと月3千円を上限とする配慮措置があるからと容認されていますが、複数の医療機関を受診することが多い高齢者は後から払い戻しになることが多く、一旦窓口で病院代を払わなければなりません。世帯所得によっては、介護保険も負担割合が高く、ゆとりがあるとは決して言えません。

いま多くの高齢者から、「年金支給日前には通院を控える」「病院代が必要になるから食費などを切り詰める」などの声が聞かれます。そんな中で、新年度は医療費の2倍化が1年分重くのしかかることとなります。

予算においても、保険料や療養給付費は増加しており、高齢者の負担増は明らかです。新型コロナウイルス感染症の重症者は高齢者の割合が高く、受診控えによる重篤化や持病の悪化も懸念されます。

岸田政権は、新年度予算の防衛費をかつてない規模で増やししながら、コロナ対策の明確な金額は明示せず、病床削減や医療機関の統廃合への誘導、マイナ保険証をはじめとするマイナンバー制度の推進など、政府の政策誘導には莫大な税金を使う一方、「全世代型社会保障」の推進と称して、高齢者の負担増を迫る予算編成を推し進めておりこれ以上の負担増は許されません。

特に高齢者医療は生命の維持に直結します。物価高騰に見合った減免制度を県独自でも検討し、2割負担の中止、物価高騰の中で必要な医療が受けられる財政措置を国に求めるべきです。マイナンバー制度に反対する立場からも、新年度予算には賛同できません。

以上の理由から、議第8号令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に反対致します。

以上で、討論を終わります。